

議案第 2 号

交野市公共施設等整備基金条例の制定について

交野市公共施設等整備基金条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 公用又は公共用に供する施設の整備及び維持改修を円滑かつ効率的に行うため、交野市公共施設等整備基金を設置したいため。

## 交野市公共施設等整備基金条例案

### 交野市公共施設等整備基金条例

#### (設置)

第1条 公用又は公共用に供する施設の整備及び維持改修を円滑かつ効率的に行うため、交野市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算に定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。